

1 1 教育等

- 相談
- 各種教育
- 就学奨励費の支給
- 就学前の教育等
- その他の支援

11 教育

相談

川越市立教育センター
第一分室（リバーラ）
窓口 教育センター第一分室
（リバーラ）

電話番号：234-8333
FAX 番号：234-8337

教育に関する悩みや心配等をお持ちの保護者・小学生・中学生・高校生のみなさんの支援を行うため、いじめ・不登校、学習・発達、養育・しつけ等について、あらゆる教育相談に応じます。

また、何らかの理由で学校に登校できない状態にある児童生徒に対して、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すための指導や支援を行う教育支援室（つばさ教室・小学生学習支援室）もあります。※小・中学生対象

（対 象）市内に在住又は市立小・中・高等学校、市立特別支援学校に通学し、教育に関する悩みや心配等をお持ちの保護者・小学生・中学生・高校生及び小学校未就学児（年長）

（相談方法）面接相談（予約制）定期相談（予約制）電話相談（随時）

（相談日時）面接相談：リバーラ

月曜日～金曜日の午前 9:00 から午後 5:00 まで

月曜日 川越市民サービスステーション

水曜日 教育センター第二分室

木曜日 教育センター

においても行っています。

※午前 10:00～午後 5:00 まで

定期相談

火・水曜日の午後 3:15 から午後 4:00 まで

火曜日：リバーラ 水曜日：教育センター

電話相談

月曜日～金曜日の午前 9:00 から午後 4:00 まで

電話番号：234-8335

各種教育

特 別 支 援 学 級 窓口 教育センター第一分室 (リバーウ) 電話番号：234-8333 F A X 番号：234-8337	小学校や中学校の特別支援学級では、児童生徒の障害の状態などに 応じた指導をするために、少人数で学級を編制しています。 (内容及び対象) 知的障害特別支援学級 知的発達に遅れのある児童生徒を対象にした学級です。 自閉症・情緒障害特別支援学級 自閉症又はそれに類するもので主に情緒面の支援が必要な 児童生徒を対象にした学級です。 弱視特別支援学級 拡大鏡等の使用によっても通常の文字や図形の認識が困難 な児童生徒を対象にした学級です。 (相談窓口) 市内の各学級については、川越市立教育センター第一分室 (リバーウ) までお問い合わせください。
通 級 指 導 教 室 窓口 教育センター第一分室 (リバーウ) 電話番号：234-8333 F A X 番号：234-8337	小・中学校の通常の学級に在籍する軽度な障害がある児童生徒のため に、週1～2時間程度、その障害の改善、克服を図るための指導を 中心とした特別の指導を通級指導教室で行っています。 (内容及び対象) 難聴・言語障害通級指導教室 (小学校のみ) 通常の学級に在籍している聴覚や言葉に軽度な障害のある 児童を対象にして、週に1～2時間程度通級指導教室 において指導を行います。 発達障害・情緒障害通級指導教室 通常の学級に在籍する発達障害や情緒障害のある児童生 徒を対象にして、週に1～2時間程度通級指導教室にお いて指導を行います。 (相談窓口) 市内の各教室については、川越市立教育センター第一分 室(リバーウ)までお問い合わせください。
特 別 支 援 学 校 窓口 教育センター第一分室 (リバーウ) 電話番号：234-8333 F A X 番号：234-8337	特別支援学校では、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準じ た教育を行うとともに、障害の状態に応じた特別の教育課程による教 育を行っています。 (内容及び対象) 視覚障害の特別支援学校 両眼の視力がおおむね0.3未満又は、視野が狭いなどの 視覚機能に障害のある幼児・児童生徒を教育する学校で す。 聴覚障害の特別支援学校 両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上で、補聴器等 を使用しても通常の話声を理解することが不可能又は著 しく困難な程度の幼児・児童生徒を教育する学校です。

	病弱の特別支援学校 隣接する病院に入院し又は通院している気管支喘息、筋ジストロフィー、ネフローゼなど病弱な小・中学生のために、自分の病気に対する正しい理解と療養態度などを身につけるよう指導する学校です。 肢体不自由の特別支援学校 手足や体の不自由な児童生徒の学校で、座位の保持や起立・歩行に関する動作、食事、衣服の着脱等の日常生活に関する動作等の改善・克服のために指導をする学校です。 知的障害の特別支援学校 知的発達に遅れのある児童生徒のための学校で、食事や着替え、トイレ等日常の生活がひとりでできるようにしたり、買物や遠足等の具体的なことを通して、生活に必要なことを学んだり、作業的なことを通して、働く意欲や態度等が身につくよう指導する学校です。 (窓 口) 各学校については、川越市立教育センター第一分室（リバーウ）又は各学校までお問い合わせください。
訪 問 教 育 窓口 教育センター第一分室（リバーウ） 電話番号：234-8333 FAX番号：234-8337	就学可能であるが、身体上の理由等のため通学が困難な児童生徒のために、教員が家庭や児童福祉施設、病院などを訪問して指導を行う制度があります。 (内 容) おおむね週3回、各90分から100分、教員が家庭等を訪問して、障害の状況や発達段階、特性などに応じた適切な指導を行っています。

就学奨励費の支給

特 別 支 援 教 育 就 学 奨 励 費 窓口 学校管理課 電話番号：224-6109 窓口 各特別支援学校	(対 象) 特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学する児童、生徒の保護者等 (内 容) ①教科用図書購入費 ②学校給食費 ③交通費 ④寄宿舎費 ⑤修学旅行費 ⑥学用品購入費 ⑦新入学児童生徒学用品費 ⑧通学用品購入費 ⑨拡大教材費に要する経費 ＊なお、特別支援学校・学級により受けられる内容が異なります。
--	---

	(窓 口) 詳細は、特別支援学校については各学校へ、特別支援学級及び通級指導教室利用の方については、市教育委員会学校管理課までお問い合わせください。 【関連する制度】 就学援助……………教育委員会教育財務課 交通遺児奨学金……………防犯・交通安全課 大学奨学金支給制度……………教育委員会教育総務課 育英資金の貸し付け……………教育委員会教育総務課 ＊育英資金貸し付けは、卒業後に償還していただきます。 ＊詳しくは、各窓口までお問い合わせください。
--	--

就学前の教育等

視覚障害・聴覚障害の特別支援学校幼稚部 窓 口 教育センター第一分室 (リベール) 電話番号：234-8333 FAX番号：234-8337	視覚障害・聴覚障害の特別支援学校では、幼稚園に準じた教育を行うとともに、障害の状態に応じた教育を行っています。 (内容及び対象) 視覚障害の特別支援学校幼稚部 両眼の視力がおおむね0.3未満又は、視野が狭いなどの視覚機能に障害のある幼児を教育する学校です。 聴覚障害の特別支援学校幼稚部 両耳の聴力レベルがおおむね60dB以上で、補聴器等を使用しても通常の話声を理解することが不可能又は著しく困難な程度の幼児を教育する学校です。 (窓 口) 各学校については、川越市立教育センター第一分室(リベール)又は各学校までお問い合わせください。
障 害 児 の 保 育 窓 口 保育課 電話番号：224-5827	保育所においては、保育士の加配を行うなどして、就学前の障害のある幼児の受け入れをしています。 (対 象) 集団保育が可能で、日々通所することができる就学前の障害のある幼児 ＊保育所の入所基準を満たすことが前提となります。

その他の支援

川越市児童発達支援センター 電話番号：257-6900 FAX：245-2855	発達発達に不安や心配のあるお子さんの育ちとご家族の子育てを支援するところです。 通園部門の利用については、障害児通所給付費支給申請が必要です。 (対 象) 0歳から18歳まで(主に未就学児)の障害のある子ども又は発達や発達に心配のある子どもとその保護者等 (そ の 他) 各事業の利用、詳細については、お電話でご相談ください。
---	---

障 害 児 通 所 支 援 （ 児 童 発 達 支 援 ・ 放課後等デイサービス等） 窓 口 療育支援課 電話番号：224-6247	児童福祉法に基づき、発育・発達に不安や心配のあるお子さんに対して、療育※を通所により行います。 また、保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援、重度障害等のため外出が困難な児童のための訪問による発達支援を行います。 ※日常生活における基本的な動作の支援及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援など （対 象） 次のいずれかに該当する方が対象となります。 ①身体に障害のある児童 ②知的障害のある児童 ③精神に障害のある児童（発達障害を含む） ④難病のある児童 （内 容） ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 （申 請） 申請書類は郵送しますのでお問い合わせください。 （審 査） 申請後、審査を行い、支給決定を経て「通所受給者証」を交付します。 （費 用） 利用したサービス費用の1割が自己負担となります。また、世帯の所得に応じた負担上限月額の設定があります。
放課後児童健全育成事業 （学 童 保 育 室） 窓 口 教育財務課（公設公営） 電話番号：224-5107	放課後児童健全育成事業を行っています。 （内容及び対象） 小学校に就学する児童のうち、その保護者が就労等により常時留守になっている世帯の児童を対象に学童保育室にて保育を行っております。